



▶ 対象期間は2023年3月までです！是非ご活用ください！▶

スポーツ観戦・観劇・寄席等 参加費用補助事業のご案内



教育厚生事業部では、組合員様の心身リフレッシュや教養向上のサポートを目的として、一部スポーツ観戦や卸団地寄席、地域開催の観劇等の費用補助を行っております。

県内で開催されるスポーツ観戦や観劇等にかかる入場料またはチケット代の費用補助を1名様につき期間内2回まで申請可能となります。（卸団地内組合員及びその従業員限定、家族は適用外）

費用補助対象のイベントかどうか判断が難しい場合は、事前に組合事務局までお問い合わせください。これを機に多くの方にご利用いただけましたら幸いです。

補助 対象

県内のスポーツ施設又は文化会館、文化センター等公共性の高い施設で行われる、**スポーツの観戦・観劇（演劇、歌舞伎、ミュージカル）・寄席等にかかる費用**

※公衆に参加を集うイベントが対象、個人の発表会や試合の参加費等は対象外

※卸団地内組合員及びその従業員本人が、期間内【令和4年4月1日～令和5年3月31日】に補助対象イベントに参加し、参加者名義で支払いをした場合に限る

支給 金額

入場料またはチケット代※	費用補助
5,000円以上	500円
1,000円以上～5,000円未満	300円
1,000円未満	対象外

※入場料やチケット代に食事や交通費・物品などの付帯品が含まれる場合、費用補助の対象外となる場合があります

申請 方法

令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に申請（イベント参加後に申請可能）

【申請書】【入場料またはチケット代の本人支払いを証明できるもの】をあわせて組合事務局に提出（例）半券、領収書、ネット決済画面、オンラインチケットのコピーなど

※卸団地内従業員1名様につき、期間中2回まで申請が可能（代理受給不可）

※申請書は【組合HP > 組合員ログイン > 教育厚生】のページよりダウンロード可能

《虚偽・不正な申請と組合が判断したものは、申請の取消や支給金額の返還を命じる場合がございます》

イベント毎に設定された感染症予防対策ガイドラインの遵守をお願いします